

株 主 各 位

茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
株 式 会 社 ポ イ ン ト
代表取締役会長兼社長 福 田 三 千 男

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年5月22日（水曜日）午後7時までには到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）より議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年5月23日（木曜日）午後3時
2. 場 所 茨城県水戸市宮町一丁目7番
ホテル テラス ザ ガーデン水戸 3階 シーブリーズ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第63期（平成24年3月1日から平成25年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第63期（平成24年3月1日から平成25年2月28日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 吸収分割契約承認の件
 - 第2号議案 株式交換契約承認の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件
 - 第4号議案 取締役13名選任の件
 - 第5号議案 取締役の報酬額改定の件
4. 議決権行使についてのご案内
後記（3頁から4頁まで）「インターネットによる議決権行使のお手続きに
ついて」をご参照ください。

5. その他本招集ご通知に関するご案内

- (1) 招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.point.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表従いまして、本招集ご通知添付書類は、監査役会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.point.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成25年5月22日（水曜日）の午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
5. 招集ご通知の受領方法について
ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。
(携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。)

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成24年3月1日から
平成25年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（平成24年3月1日から平成25年2月28日まで）におけるわが国経済は、震災復興関連の動きなどで底堅さが見られ、円高解消による企業収益の改善や景気回復への期待を先取りする形での株価の回復など一部明るい兆しが見えつつありますが、個人消費の回復までにはいたっていない状況です。また、海外景気の下振れが、引き続き景気を下押しするリスクとなっております。

当社グループの属するカジュアルウェア市場におきましても、景気の先行きが不透明な中、天候不順などの外的要因も影響し、引き続き厳しい状態で推移いたしました。

このような環境のもと、当社の国内既存店売上高は前連結会計年度比97.7%、連結売上高は前連結会計年度比5.7%増となりました。

当社の国内ブランド別の売上では、既存ブランドとしては「レイジブルー」、「ハレ」のメンズブランドが堅調に進捗しました。また新しいブランドとしては「レピピアルマリオ」、「プリスポイント」が高い伸び率で進捗しました。一方、「アパートバイローリーズ」は店舗数を絞った結果、売上が減少しました。

当社の国内店舗展開につきましては、引き続き積極的に出退店を行い、当連結会計年度末時点での国内店舗数は、78店舗の出店、60店舗の退店の結果、785店舗（内WE Bストア31店舗）となりました。

海外の店舗展開につきましては、台湾で8店舗の出店、4店舗の退店、香港で8店舗の出店、1店舗の退店、中国で6店舗の出店およびシンガポールで4店舗の出店の結果、当連結会計年度末時点での海外店舗数は、台湾31店舗、香港24店舗、中国17店舗、シンガポール4店舗の計76店舗となりました。

また、株式会社トリニティーの発行済株式の全てを取得したことにより同社およびその子会社である株式会社ユニベルシテを新たに連結の範囲に含めております。当連結会計年度末時点での同社らの店舗数は38店舗であります。

売上総利益面では、新たに強化した生産に関連する費用を売上原価に計上した等の影響はありましたが、売上総利益率は58.5%（前連結会計年度比0.2ポイント減）とほぼ横ばいとなりました。

販売費および一般管理費は、中期経営計画（TOP15）の体制強化に伴う人件費の増加や減価償却費の増加等を主因に、前連結会計年度比11.3%増加したことから、販管費率は50.5%（前連結会計年度比2.5ポイント増）、営業利益率は8.0%（前連結会計年度比2.7ポイント減）となりました。

また、特別損益につきましては、特別利益として、固定資産売却益18百万円を計上し、特別損失として、15店舗の減損損失2億17百万円を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,216億70百万円（前連結会計年度比5.7%増）、営業利益は97億17百万円（前連結会計年度比21.4%減）、経常利益は99億51百万円（前連結会計年度比20.5%減）、当期純利益は55億8百万円（前連結会計年度比18.9%減）となりました。

(店舗展開の状況)

当連結会計年度におけるブランド・地域別の出退店等の状況は以下のとおりです。

(単位：店)

	店 舗 数					当連結会計 年度末
	前連結会計 年度末	当 連 結 会 計 年 度			当連結会計 年度末	
		出 店 等	変 更	退 店		
レイジブルー	59	7	—	△4	3	62
ローリーズファーム	148	12	2	△13	1	149
グローバルワーク	173	7	—	△8	△1	172
ジーナシス	83	3	—	△5	△2	81
ヘザー	74	4	—	△3	1	75
ハレ	33	5	—	△3	2	35
ナインブロックス(注)3	25	4	—	—	4	29
アパートバイローリーズ	28	3	△1	△2	—	28
レブシムローリーズファーム(注)4	112	7	—	△8	△1	111
レピピアルマリオ	12	11	—	—	11	23
ジュエリウム	7	—	—	△3	△3	4
トゥールノジーナ	6	2	—	△3	△1	5
ナッシュダレック	1	—	—	△1	△1	—
ハーディーガーディー(注)5	—	1	△1	—	—	—
マリカフリッカー	—	6	—	△5	1	1
ミイパーセント	—	3	—	—	3	3
ブリスポイント(注)6	4	3	1	△2	2	6
コレクトポイント(ブランド複合型)	1	—	—	—	—	1
当 社 合 計	766	78	1	△60	19	785
㈱トリニティー(注)7	—	38	—	—	38	38
国内連結子会社合計	—	38	—	—	38	38
国 内 合 計	766	116	1	△60	57	823
台 湾	27	8	—	△4	4	31
香 港	17	8	—	△1	7	24
中 国	11	6	—	—	6	17
シ ン ガ ポ ー ル	—	4	—	—	4	4
海 外 合 計	55	26	—	△5	21	76
グ ル ー プ 合 計	821	142	1	△65	78	899

- (注) 1. 店舗数は、他社WEBストア、自社WEBストアを含んでおります。
2. 複数ブランドを商品展開している店舗は、その店舗を運営しているブランドで集計しております。
3. ナインボックスは、ブランドアウトレットを含んでおります。
4. インメルカートは、レプシムローリーズファームに合算しております。
5. ハーディーガーディーは、平成24年6月1日付で事業譲渡しております。
6. ブランド複合型を除くコレクトポイントは、プリスポイントにブランド名を変更しております。
7. 株式会社トリニティーは、平成24年11月1日付で連結子会社となっており、その子会社である株式会社ユニバーシテの店舗数も含んでおります。

(ブランド別売上高の状況)

国内のブランド別売上高は、「グローバルワーク」が257億52百万円（前連結会計年度比4.9%減）、「ローリーズファーム」が245億66百万円（前連結会計年度比2.6%増）、「レプシムローリーズファーム」が121億9百万円（前連結会計年度比3.8%減）、「ジーンナシス」が114億69百万円（前連結会計年度比0.6%増）となっております。

また、海外においては、台湾、香港、中国、シンガポールで積極的に出店を推進し、海外合計の売上高は49億93百万円（前連結会計年度比42.8%増）となりました。

なお、ブランド・地域別の売上高および構成は以下のとおりです。

	当連結会計年度		前連結会計年度比 増減率 (%)
	売上高(百万円)	構成比 (%)	
レイジブル	9,986	8.2	12.4
ローリーズファーム	24,566	20.2	2.6
グローバルワーク	25,752	21.2	△4.9
ジーナシス	11,469	9.4	0.6
ヘザ	9,163	7.5	5.6
ハレ	5,537	4.6	10.5
ナインブックス (注)1	8,203	6.7	28.4
アパートバイローリーズ	3,074	2.5	△15.6
レプシムローリーズファーム(注)2	12,109	10.0	△3.8
レビピアルマリオ	2,150	1.8	48.3
ジュエリウム	615	0.5	8.2
トゥールノジーナ	353	0.3	1.8
ナッシュダレック	10	0.0	△96.7
マリカフリッカー	177	0.1	—
ミーパーセント	61	0.1	—
プリスポイント (注)3	1,796	1.5	43.0
その他 (注)4	60	0.0	—
当 社 合 計	115,089	94.6	3.2
(株)トリニティー (注)5	1,587	1.3	—
国内連結子会社合計	1,587	1.3	—
国 内 合 計	116,676	95.9	4.6
台 湾	1,359	1.1	16.6
香 港	2,846	2.3	50.7
中 国	588	0.5	33.4
シンガポール	198	0.2	—
海 外 合 計	4,993	4.1	42.8
グ ル ー プ 合 計	121,670	100.0	5.7

- (注) 1. ナインブックスは、ブランドアウトレットを含んでおります。
2. インメルカートは、レプシムローリーズファームに合算しております。
3. ブランド複合型を除くコレクトポイントは、プリスポイントにブランド名を変更しております。
4. ハーディーガーディーはその他に含めております。
5. 株式会社トリニティーは、平成24年11月1日付で連結子会社となったため、前連結会計年度比増減率は記載しておりません。なお、その子会社である株式会社ユニバーシテの売上高も含んでおります。

(商品部門別売上高の状況)

商品部門別売上高は、前連結会計年度に続き、全部門で順調に伸びてまいりました。メンズおよび雑貨・その他が大幅に伸びておりますが、構成比においては前連結会計年度に引き続きレディースが60%以上を占めております。

商品部門別の売上高および構成は以下のとおりです。

商 品 部 門	当 連 結 会 計 年 度		前連結会計年度比 増 減 率 (%)
	売上高(百万円)	構成比(%)	
メンズ (ボトムス・トップス)	23,846	19.6	13.0
レディース(ボトムス・トップス)	75,600	62.1	1.2
雑 貨 ・ そ の 他	22,223	18.3	15.6
合 計	121,670	100.0	5.7

(注) 雑貨・その他は、ポイント引当金繰入額等を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の主な設備投資は、国内79店舗、台湾8店舗、香港8店舗、中国6店舗、シンガポール4店舗の新規出店および東京本部の移転に対するものであります。

これらの結果、当連結会計年度に実施した設備投資の総額は61億78百万円(敷金および保証金、長期前払費用を含み、金額には消費税等を含んでおりません。)となりました。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度に実施した重要な資金調達はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分の取得の状況

当社は、平成24年11月1日付で株式会社トリニティーの全株式を取得し、同社およびその子会社である株式会社ユニベルシテを当社の完全子会社といたしました。

当社は、平成25年2月14日付でPOINT HOLDING CO., LTDの少数株主からの株式買取により、同社およびその子会社である方針(上海)商貿有限公司を当社の完全子会社といたしました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第60期 (平成22年2月期)	第61期 (平成23年2月期)	第62期 (平成24年2月期)	第63期 (平成25年2月期) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	97,684	105,893	115,058	121,670
経常利益(百万円)	17,058	15,504	12,522	9,951
当期純利益(百万円)	9,516	8,400	6,789	5,508
1株当たり当期純利益	391円13銭	348円18銭	285円71銭	241円45銭
総 資 産(百万円)	55,660	62,089	62,771	63,410
純 資 産(百万円)	33,698	37,330	41,191	38,598

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループが属する衣料小売業界では、外資系企業の日本進出やアパレルメーカー等の小売業参入により、ますます競争が激化しております。また、人口減少や少子高齢化の進行、消費者のライフスタイルやニーズの多様化が進んでおります。

わが国の景気につきましても、下げ止まりの傾向が見られるものの、欧州債務問題の展開や米国経済の回復力、日中関係の影響など、わが国経済を巡る不透明感は引き続き大きい状態にあります。また、世界に目を向けると、中国を中心とした経済成長に伴って生産環境が変化する一方で、アジア市場が大きく拡大し、グローバル化が急速に進展しております。

そのような環境の中で、お客様に提供する付加価値を最大化するとともに、より社会に貢献しうる企業グループとして成長を続けていくためには、以下のような課題に対処していく必要があると考えております。

- ① 当社グループは、平成26年2月期に株式会社トリニティアーツおよび株式会社NATURAL NINE HOLDINGSと経営統合するとともに、持株会社体制へ移行する予定であります。経営統合後の新グループにおいて、将来の成長に向けた事業基盤を早期に確立し、日本国内はもとより海外を含めたより幅広い市場を開拓する体制を構築することが重要であると考えております。
- ② 当社グループは、前中期経営計画(TOP12)期間中に売上高1,000億円を突破し、着実な成長を続けておりますが、それに伴い社員数・組織の規模も拡大を続けており、更に今後は海外展開や経営統合により、拠点数や

社員数も増加の見込みです。その中で情報・ノウハウ・ナレッジを蓄積・共有し、お客様にご満足いただける企業活動につなげていくことが重要であると考えております。また、企業としての成長を図ることは、すなわち企業を支える社員の成長を図ることであり、社員がステップアップしていきける環境を提供し続けることが課題であると考えております。

- ③ 日本は、少子高齢化という、かつて経験したことの無い社会を迎えております。これに伴う市場の変化やライフスタイルの変化に対応していくため、新規ブランドの開発や、雑貨の取り扱いを拡大するなど、新たなマーケットの開拓が必要であると考えております。
- ④ 今後、海外市場での展開を進めていくにあたり、商品を各拠点に安定して供給する体制を構築することが必要となってまいります。また、中国の経済成長に伴って生産コストの増加が見込まれる中、生産地の分散化を図る必要も出てまいります。このようにグローバル化に伴う市場や環境の変化に柔軟に対応し、持続的な成長を達成するために商品の企画や生産、輸送をはじめとしたサプライチェーンを強化し、安定化させていくことが課題であると考えております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率(%)	主 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ポ ジ ッ ク	10百万円	100.0	物 流 業 務
波 茵 特 股 份 有 限 公 司	10百万台湾ドル	100.0	台湾における衣料販売業務
POINT HOLDING CO.,LTD	48百万香港ドル	100.0	香港における衣料販売業務
方針(上海)商貿有限公司	48百万香港ドル	100.0 (100.0)	中国における衣料販売業務
Singapore Point Pte.LTD	7百万シンガポールドル	100.0	シンガポールにおける衣料販売業務
株 式 会 社 ト リ ニ テ ィ ー	10百万円	100.0	衣 料 販 売 業 務
株 式 会 社 ユ ニ ヴ ル シ テ	8百万円	100.0 (100.0)	衣 料 販 売 業 務

- (注) 1. 出資比率の()内は、間接所有割合を内数で示しているものであります。
2. POINT HOLDING CO.,LTDおよび方針(上海)商貿有限公司は平成25年2月14日付で完全子会社となっております。
3. 株式会社トリニティーおよび株式会社ユニベルシテは平成24年11月1日付で完全子会社となっております。

(8) 主要な事業内容（平成25年2月28日現在）

カジュアルウェアを中心とする小売専門店を営んでおります。

(9) 主要な事業所（平成25年2月28日現在）

① 当社の主要な事業所

- イ. 本店 茨城県水戸市
- ロ. 本部 東京都千代田区
- ハ. 店舗 785店舗

② 子会社の主要な事業所

- イ. 株式会社ボジック 水戸物流センター（茨城県水戸市）
茨城西物流センター（茨城県東茨城郡茨城町）
神戸物流センター（兵庫県神戸市）
福岡物流センター（福岡県福岡市）
- ロ. 波茵特股份有限公司 本部および31店舗（台湾）
- ハ. POINT HOLDING CO., LTD 本部および24店舗（香港）
- ニ. 方針（上海）商貿有限公司 本部および17店舗（中国）
- ホ. Singapore Point Pte.LTD 本部および4店舗（シンガポール）
- ヘ. 株式会社トリニティー 本部および22店舗（東京都渋谷区）
- ト. 株式会社ユニベルシテ 本部および16店舗（東京都渋谷区）

(10) 使用人の状況（平成25年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
商品販売	3,028名	535名増
物流	17名	3名増
合計	3,045名	538名増

(注) 1. 上記使用人のほかに、臨時雇用者が3,908名（1日8時間換算した年間平均人数）おります。

2. 使用人数が前連結会計年度末比538名増加しておりますが、これは主に、新たに株式会社トリニティーを子会社としたことおよび店舗増加に伴う、人員増によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,371名	191名増	29.0歳	4.5年

- (注) 1. 上記使用人のほかに、臨時雇用者が3,512名（1日8時間換算した年間平均人数）おります。
2. 使用人数が前事業年度末比191名増加しておりますが、これは主に店舗増加に伴う、人員増によるものであります。

(11) 主要な借入先の状況（平成25年2月28日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成25年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 24,400,000株（自己株式2,657,885株を含む。）
- ③ 株主数 35,143名
- ④ 大株主の状況（自己株式を除く上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 テ ツ カ ン パ ニ ー	1,644,480株	7.6%
株 式 会 社 武 平	1,500,000株	6.9%
株 式 会 社 月 岡	1,500,000株	6.9%
株 式 会 社 フ ク ソ ウ	1,218,060株	5.6%
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	1,122,020株	5.2%
豊 島 株 式 会 社 名 古 屋 本 社	1,000,000株	4.6%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	814,280株	3.7%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	742,740株	3.4%
ビービーエイチ ファイデリティ ビューリタン ファイデリティ シリーズ イントリンシツク オポチュニティズ フアンド	722,020株	3.3%
福 田 三 千 男	719,440株	3.3%

(注) 持株比率は自己株式（2,657,885株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成25年2月28日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成25年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	福田 三千男	株式会社ポジック代表取締役社長
代表取締役	遠藤 洋一	専務執行役員 POINT HOLDING CO., LTD代表取締役社長 方針（上海）商貿有限公司董事 波茵特股份有限公司董事 Singapore Point Pte.LTD代表取締役社長 株式会社ポジック取締役
取締役	久保木 大世	専務執行役員 営業統括本部長
取締役	五十嵐 俊弘	専務執行役員 戦略開発本部長
取締役	櫻井 健一	常務執行役員 戦略営業本部長 波茵特股份有限公司董事 POINT HOLDING CO., LTD取締役 方針（上海）商貿有限公司董事 Singapore Point Pte.LTD取締役
取締役	時松 克治	常務執行役員 企画本部長
取締役	浅井 英成	常務執行役員 生産管理本部長
取締役	加藤 章	ひびきホールディングス株式会社社外監査役
常勤監査役	廣田 滋	高木証券株式会社社外取締役
監査役	横山 哲郎	公認会計士・税理士横山哲郎事務所所長
監査役	前川 渡	弁護士・前川法律事務所所長
監査役	高橋 惇	

(注) 1. 取締役加藤章氏は、社外取締役（独立役員）であります。

2. 常勤監査役廣田滋氏、監査役横山哲郎氏および監査役前川渡氏は、社外監査役（独立役員）であります。

3. 常勤監査役廣田滋氏および監査役横山哲郎氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

- 常勤監査役廣田滋氏は、長年野村證券株式会社経理財務部門において財務、経理および税務に関する業務に従事し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

- 監査役横山哲郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 当事業年度中に退任した取締役および監査役

地位	氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当 および重要な兼職の状況
取締役	松田 毅	平成25年1月31日	辞任	常務執行役員管理本部長 株式会社ボジック監査役 波茵特股份有限公司監察人 方針(上海)商貿有限公司監事
監査役	新名 宏志	平成24年5月24日	辞任	常勤監査役

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (1名)	272百万円 (9百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	36百万円 (26百万円)
合 計 (うち社外役員)	14名 (5名)	308百万円 (36百万円)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は以下のとおりであります。

- (1) 平成19年5月30日開催の第57回定時株主総会において、年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まないものとする）と決議いただいております。
 - (2) 平成21年5月27日開催の第59回定時株主総会において、上記(1)の報酬とは別枠で、平成22年2月期より3カ年の中期経営計画の数値目標に対して一定の条件を達成した場合におけるインセンティブとしての取締役に對する報酬として、次のとおり決議いただきましたが、それぞれ平成24年2月期において条件未達成が確定しております。
 - ア. 中期業績賞与の支給
 - イ. ストックオプションたる新株予約権の発行
 - (3) 平成24年5月24日開催の第62回定時株主総会において、上記(1)の報酬とは別枠で、平成25年2月期より3カ年の中期経営計画の数値目標の進捗に応じた取締役に對する報酬として、次のとおり決議いただいております。
 - ア. 年額60百万円の範囲内での現金報酬（業績連動賞与）の支給
 - イ. 年額60百万円および30,000株を上限としたストックオプションたる新株予約権の発行
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年5月26日開催の第55回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
取締役加藤章氏は、ひびきホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。

常勤監査役廣田滋氏は、高木証券株式会社社外取締役を兼務しております。

監査役横山哲郎氏は、公認会計士・税理士横山哲郎事務所所長を兼務しております。

監査役前川渡氏は、前川法律事務所所長を兼務しております。

各氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（7回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役加藤章	16回	100%	—	—
常勤監査役廣田滋	12回	100%	6回	100%
監査役横山哲郎	15回	94%	7回	100%
監査役前川渡	16回	100%	7回	100%

（注）常勤監査役廣田滋氏は、平成24年5月24日開催の第62回定時株主総会において選任されており、当事業年度において出席すべき取締役会は12回、監査役会は6回であります。

・上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役加藤章氏は、取締役会において、主に経営者としての見地から発言し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

常勤監査役廣田滋氏は、取締役会および監査役会において、主に財務・会計等の見地から発言し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役横山哲郎氏は、取締役会および監査役会において、主に公認会計士として財務・会計等の見地から発言し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役前川渡氏は、取締役会および監査役会において、主に弁護士としてコンプライアンス経営等の見地から発言し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ハ、責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任について法令が規定する限度額以内とする契約を、社外取締役との間に締結することができる旨の規定を定款第29条第2項に、社外監査役との間に締結することができる旨の規定を定款第36条第2項にそれぞれ設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、サプライチェーン、組織再編に関するアドバイザリー業務、財務デューデリジェンス業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針であります。

また、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を総合的に勘案し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会に対して、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任について法令が規定する限度額以内とする契約を、会計監査人との間に締結することができる旨の規定を定款第38条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、企業倫理規準を定め、それを冊子化し全役職員に配布の上、研修等においても周知徹底を図り、誓約書の提出を受けております。

社内における法令・ルール違反や不正行為が発生または発生する恐れがあることを知った取締役および使用人は、提案・社内通報プログラム規程により、担当責任者へ報告しなければならないこととしております。

特に取締役全員は、毎事業年度の終了後、各取締役の業務執行が法令に違反していない旨、および善管注意義務ならびに忠実義務を果たした旨の確認書に全員が署名捺印し、速やかに提出しており、この確認書は、次事業年度の業務執行の指針としております。

また、組織としてコンプライアンス委員会を設置しており、今後も法令、定款、各種社内ルールおよび企業倫理の遵守に関する重要方針を立案、推進してまいります。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令に定められたとおり、株主総会、取締役会および監査役会の議事録を作成し、保管するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態としております。

また、職務執行にかかる重要な情報につきましては、機密文書管理規程を定めており、今後もこれに従い適切に保存、管理してまいります。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役は各自の分掌業務および部門における損失の危険に関し責任を持ってこれを管理しております。

また、危機管理規程を定め、それに従い、損失の危険が発生またはその可能性がある場合は速やかに対処するとともに、災害やシステム障害などの組織横断的な緊急事態が発生した場合にも、規程および緊急連絡網等に従い適切に対処してまいります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、各種の経営計画および予算を定めており、会社として達成すべき目標を明確化し、取締役は各自の分掌業務および部門の業務が効率的に遂行されるよう推進、管理しております。

また、重要な事項につきましては、取締役会や執行会議等を通じて随時決定しておりますが、今後も必要に応じ各種規程およびマニュアルを整備するとともに、迅速かつ適切な意思決定を行ってまいります。

⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の業務の適正を確保するため関係会社管理規程を定めており、担当取締役がそれによって子会社の指導、育成、管理を行っております。また、その状況につきましては、内部監査部門が適宜確認し、取締役会および監査役会に報告してグループ全体のコンプライアンス体制を評価、確保してまいります。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、内部監査部が監査役の職務を補助しておりますが、さらに監査役会または監査役が、その職務を補助すべき組織または使用人を置くことを求めた場合には直ちに応じることとします。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、前項に定める使用人についての任命、異動および評価等を行う場合は、予め監査役会または監査役の承認を得ることとします。

- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役が取締役会に出席することとなっております。また、取締役は職務執行の状況および損失の危険がある場合は直ちにその旨を監査役に報告することとなっております。監査役は、監査役監査基準に従い取締役および使用人との意思疎通を図るとともに、会社は、提案・社内通報プログラム規程を定め、重大な損害および社内における法令・ルール違反や不正行為が発生または発生する恐れがある場合、取締役および使用人が監査役へ報告できる体制を確保してまいります。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が監査を補助する弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを必要とする場合、これを任用することを推進しております。また、取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めてまいります。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断します。これらの勢力、団体との取引関係を持たないことはもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨みこれを拒絶します。

また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、総務部を対応総括部署とし、警察、暴力追放運動推進センターおよび顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、事案に応じて関係部門と協議の上、対応します。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、顧客としても株主としても満足していただけるよう、魅力あるブランドの開発、商品の提供に必要な事業への投資を行い、一層の企業価値（株主価値）の向上を図っていくと共に、株主の皆様への還元について、配当は連結配当性向30%を基準に実施してまいります。また、自己株式の取得につきましては、株主の皆様に対する利益還元のひとつと考えており、今後も株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切且つ機動的に対応していく方針であります。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、1株当たり70円とさせていただきますことといたしました。この結果、中間配当金の50円と合わせ、年間配当は1株当たり120円となります。年間の連結配当性向は49.7%となります。

また、当事業年度におきましては、自己株式を2,020千株取得いたしました。自己株式の取得につきましても、株主の皆様に対する利益還元のひとつと考えており、今後も株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切且つ機動的に対応していく方針であります。

なお、翌連結会計年度の配当につきましては、当連結会計年度と同額の年間120円を予定しております。

この事業報告は、注記のない限り、次により記載しております。

1. 記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成25年 2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	33,190	流 動 負 債	24,231
現金および預金	11,849	買 掛 金	13,909
売 掛 金	4,829	短 期 借 入 金	508
有 価 証 券	6,499	1年内返済予定長期借入金	235
た な 卸 資 産	7,749	未 払 金	5,581
繰延税金資産	959	未払法人税等	2,378
そ の 他	1,336	賞与引当金	1,212
貸倒引当金	△34	役員賞与引当金	51
固 定 資 産	30,220	その他の引当金	163
有 形 固 定 資 産	10,994	そ の 他	191
建物および構築物	2,011	固 定 負 債	581
店舗内装設備	5,933	社 債	31
土 地	2,321	長 期 借 入 金	261
建設仮勘定	342	役員退職慰労引当金	101
そ の 他	386	そ の 他	187
無 形 固 定 資 産	2,609	負 債 合 計	24,812
の れ ん	1,797	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	812	株 主 資 本	37,816
投 資 そ の 他 の 資 産	16,616	資 本 金	2,660
投資有価証券	4,135	資 本 剰 余 金	2,517
敷金および保証金	11,306	利 益 剰 余 金	40,826
繰延税金資産	1,013	自 己 株 式	△8,188
そ の 他	364	その他の包括利益累計額	781
貸倒引当金	△204	その他有価証券評価差額金	792
		繰延ヘッジ損益	7
		為替換算調整勘定	△17
資 産 合 計	63,410	純 資 産 合 計	38,598
		負 債 お よ び 純 資 産 合 計	63,410

連 結 損 益 計 算 書

(平成24年3月1日から
平成25年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		121,670
売 上 原 価		50,516
売 上 総 利 益		71,154
販売費および一般管理費		61,436
営 業 利 益		9,717
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13	
受 取 配 当 金	59	
シ ス テ ム 利 用 料 収 入	36	
受 取 出 向 料	28	
そ の 他	129	266
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
自 己 株 式 取 得 費 用	7	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	10	
そ の 他	7	31
経 常 利 益		9,951
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	18	18
特 別 損 失		
減 損 損 失	217	
そ の 他	0	217
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,752
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	4,630	
法 人 税 等 調 整 額	△379	4,251
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		5,501
少 数 株 主 利 益		△6
当 期 純 利 益		5,508

連結株主資本等変動計算書

（平成24年3月1日から
平成25年2月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,660	2,517	38,139	△2,241	41,076
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,820		△2,820
当期純利益			5,508		5,508
自己株式の取得				△5,947	△5,947
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,687	△5,947	△3,259
当連結会計年度末残高	2,660	2,517	40,826	△8,188	37,816

	その他の包括利益累計額				少数株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	99	2	△209	△106	221	41,191
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				－		△2,820
当期純利益				－		5,508
自己株式の取得				－		△5,947
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	692	4	191	888	△221	666
連結会計年度中の変動額合計	692	4	191	888	△221	△2,593
当連結会計年度末残高	792	7	△17	781	－	38,598

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年4月11日

株式会社ポイント
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米澤英樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳥居宏光 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斎藤毅文 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ポイントの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポイント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年4月4日開催の取締役会において、株式会社トリニティアーツ及び株式会社NATURAL NINE HOLDINGSと株式交換を行うことにより経営統合し、当社グループが持株会社体制へ移行するため、当社を分割会社とする会社分割を行うことを決議した。また、同日、会社は株式会社トリニティアーツ及び株式会社NATURAL NINE HOLDINGSとそれぞれ株式交換契約を締結し、持株会社体制への移行のための準備会社の設立及び準備会社と吸収分割契約の締結を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成25年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,068	流動負債	21,838
現金および預金	10,437	買掛金	13,311
売掛金	4,066	未払金	4,627
有価証券	6,499	未払法人税等	2,135
商品	6,786	未払消費税等	294
前払費用	291	賞与引当金	1,160
未収入金	862	役員賞与引当金	51
繰延税金資産	868	ポイント引当金	84
その他	290	株主優待引当金	24
貸倒引当金	△34	その他	147
固定資産	29,250	固定負債	110
有形固定資産	8,013	役員退職慰労引当金	101
建物	1,201	その他	9
構築物	7	負債合計	21,948
店舗内装設備	4,812	(純資産の部)	
機械装置	0	株主資本	36,576
工具、器具および備品	238	資本金	2,660
土地	1,701	資本剰余金	2,517
建設仮勘定	51	資本準備金	2,517
無形固定資産	696	利益剰余金	39,586
ソフトウェア	618	利益準備金	16
その他	77	その他利益剰余金	39,570
投資その他の資産	20,541	固定資産圧縮積立金	9
投資有価証券	4,110	別途積立金	12,500
関係会社株式	3,709	繰越利益剰余金	27,060
関係会社長期貸付金	1,496	自己株式	△8,188
長期前払費用	65	評価・換算差額等	793
敷金および保証金	10,304	その他有価証券評価差額金	786
繰延税金資産	1,049	繰延ヘッジ損益	7
その他	8	純資産合計	37,370
貸倒引当金	△204	負債および純資産合計	59,318
資産合計	59,318		

損 益 計 算 書

（平成24年 3月 1日から
平成25年 2月 28日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		115,089
売 上 原 価		48,138
売 上 総 利 益		66,950
販売費および一般管理費		57,697
営 業 利 益		9,252
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	47	
受 取 配 当 金	119	
システム利用料収入	36	
受 取 出 向 料	74	
受 取 ラ イ セ ン ス 料	47	
そ の 他	81	407
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2	
コミットメントフィー	10	
自 己 株 式 取 得 費 用	7	
そ の 他	5	25
経 常 利 益		9,634
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	18	18
特 別 損 失		
減 損 損 失	193	193
税 引 前 当 期 純 利 益		9,458
法人税、住民税および事業税	4,340	
法 人 税 等 調 整 額	△321	4,019
当 期 純 利 益		5,439

株主資本等変動計算書

(平成24年3月1日から)
(平成25年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
				固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	2,660	2,517	16	9	12,500	24,442	36,968	△2,241	39,905
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△2,820	△2,820		△2,820
当期純利益						5,439	5,439		5,439
自己株式の取得								△5,947	△5,947
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	2,618	2,618	△5,947	△3,328
当 期 末 残 高	2,660	2,517	16	9	12,500	27,060	39,586	△8,188	36,576

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	99	2	102	40,007
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				—
当期純利益				5,439
自己株式の取得				△5,947
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	686	4	691	691
事業年度中の変動額合計	686	4	691	△2,637
当 期 末 残 高	786	7	793	37,370

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年4月11日

株式会社ポイント
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米澤英樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳥居宏光 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斎藤毅文 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ポイントの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年4月4日開催の取締役会において、株式会社トリニティアーツ及び株式会社NATURAL NINE HOLDINGSと株式交換を行うことにより経営統合し、当社グループが持株会社体制へ移行するため、当社を分割会社とする会社分割を行うことを決議した。また、同日、会社は株式会社トリニティアーツ及び株式会社NATURAL NINE HOLDINGSとそれぞれ株式交換契約を締結し、持株会社体制への移行のための準備会社の設立及び準備会社と吸収分割契約の締結を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年4月12日

株式会社ポイント 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	廣 田	滋	㊟
社外監査役	横 山	哲 郎	㊟
社外監査役	前 川	渡	㊟
監査役	高 橋	惇	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 吸収分割契約承認の件

当社および株式会社トリニティアーツ（以下「T A社」といいます。）は、平成24年4月4日付で、平成25年10月を目途とする両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に向けた基本合意書を締結いたしました。以下のとおり二段階の法的手続、すなわち当社グループの経営管理事業を除く一切の事業（以下「本件事業」といいます。）につき、平成25年4月4日付で設立しました当社の完全子会社である株式会社ポイント（以下「新ポイント社」といいます。）に承継させるための吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことで当社が持株会社となり（第一段階）、同日にT A社の株主と株式交換を行うことによりT A社の完全親会社となる（第二段階）ことで本経営統合を実現することにつき最終合意に達し、それぞれ平成25年9月1日を効力発生日（以下「本統合期日」といいます。）とした吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）および株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を平成25年4月4日付で締結いたしました。

本議案は、前述の第一段階に係る本吸収分割契約につきまして、ご承認をお願いするものであります。

本吸収分割を行う理由、本吸収分割契約の内容の概要その他の本議案に関する事項は、次のとおりです。なお、第二段階に係る本株式交換契約の承認につきましては、第2号議案として上程いたしております。

なお、本経営統合に係る一連の手続と併行して、当社は株式会社NATURAL NINE HOLDINGS（以下「N 9社」といいます。）と平成25年6月4日を効力発生日とした株式交換契約を平成25年4月4日付で締結いたしておりますが、当該株式交換につきましては、会社法第796条第3項の規定に基づき、当社において株主総会の承認を受けない簡易株式交換により実施させていただく予定であります。

1. 本吸収分割を行う理由

近年当社を取り巻く経営環境は、少子高齢化やライフスタイルの多様化、外資系企業の日本進出などにより大きく変化しており、お客様のニーズはますます多様化・高度化しております。また、グローバル化の一層の進展とともに、日本市場のみならず、海外市場における展開や事業拡大を支えるサプライチェーンの強化が、経営上の重要な課題となっております。

このような経営環境の中、主にナチュラルテイストのファッションブランドを多数展開する当社、生活雑貨・衣料品・服飾雑貨等を扱うライフスタイル提案型ブランドを有するT A社という2つの小売グループが統合することにより、幅広い顧客層を持つ企業グループを構築することが、企業価値を大きく高める視点から重要との判断に至りました。

また、本経営統合と同時に持株会社体制に移行することにより、各社の成長力を支える事業基盤および企業文化を尊重・維持しつつ、サプライチェーンや情報システム、管理面等のシナジー効果を最大限に発揮することが可能となるほか、M&Aを含めたブランドポートフォリオの強化や海外展開の拡大が可能となります。

そこで、当社が持株会社に移行し、その管理のもと本事業を営む新ポイント社およびT A社が実業を営む体制を構築するための一手続として、本吸収分割を実施するものであります。

本経営統合によって、お客様に提供する付加価値を最大化するとともに、より社会に貢献しうる企業グループとして成長を続け、当社株主の皆様のご期待に答えてまいります。

2. 本吸収分割契約の内容の概要

本吸収分割契約の内容は、以下のとおりであります。

吸収分割契約書（写）

株式会社ポイント（第6条に定める効力発生日に「株式会社アダストリアホールディングス」に商号変更予定。以下「甲」という。）および株式会社ポイント（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本吸収分割により、甲が営む一切の事業（株式を保有する会社の事業活動に対する支配または管理およびグループ運営に関する事業を除く。以下「本件事業」という。）に関する第3条第1項の権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条（当事会社の商号および住所）

本吸収分割を行う当事会社の商号および住所は、次のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

商号：株式会社ポイント

住所：茨城県水戸市泉町三丁目1番27号

(2) 乙：吸収分割承継会社

商号：株式会社ポイント

住所：東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

第3条（本吸収分割に際して承継する権利義務に関する事項）

乙が本吸収分割により甲から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、当該別紙にしたがい、承継権利義務に含まれるものとする。

2 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、すべて併存的債務引受の方法による。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

本吸収分割に際して、乙は普通株式1,000株を交付し、その全てを甲に割り当てる。

第5条（乙の資本金および準備金）

乙は、本吸収分割により資本金および準備金の額を増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年9月1日とする。ただし、本吸収分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

甲は、平成25年5月23日に定時株主総会を開催し、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

- 2 乙は、会社法第796条第1項の規定により、株主総会において本契約の承認を得ることなく、本吸収分割を行う。
- 3 前二項に規定する手続は、本吸収分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後においても、本件事業について、会社法第21条に定める競業避止義務を負わない。

第9条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第10条（本吸収分割条件の変更および中止）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産状態および経営成績に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が発生しまたは発生することが明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となりまたは困難となることが明らかとなった場合には、甲乙協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、または本吸収分割を中止することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第7条第1項に定める甲の株主総会の承認が得られないとき、効力発生日までに法令に基づき要求される関係官庁等の承認が得られないときまたは前条に基づき本吸収分割が中止されたときは、その効力を失う。

第12条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

第13条（管轄）

本契約の履行および解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項の他、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議し合意により、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年4月4日

(甲) 茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
株式会社ポイント
代表取締役 遠藤 洋一 ⑥

(乙) 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
株式会社ポイント
代表取締役 遠藤 洋一 ⑥

(別紙)

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、本吸収分割の効力発生日において甲に属する次に記載する権利義務とする。

1. 資産

本吸収分割の効力発生日において、本件事業に関して甲が有する資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能なものの一切。ただし、以下の資産は除くものとする。

- ①甲の株式事務のための預金口座及び定期預金口座に係る預金
- ②株式その他の有価証券の一切
- ③物流業務に関する土地建物（所在地：福岡県福岡市東区箱崎ふ頭四丁目14番1号）及び当該土地建物に関する建物附属設備、構築物、機械装置、工具器具備品、差入保証金等その他の資産

④甲のグループ運營業務により生じる売上債権、立替金、前払費用、貸付金その他の流動資産及び固定資産

2. 負債

本吸収分割の効力発生日において、本件事業に関して甲が有する負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能なものの一切。ただし、以下の負債は除くものとする。

①未払法人税等、未払事業税等、未払事業所税、未払配当金、未払消費税等、未払固定資産税、預り所得税、株主優待引当金

②甲のグループ運營業務により生じる仕入債務その他の流動負債及び固定負債

3. 知的財産権

本吸収分割の効力発生日において、本件事業に関して甲が有する一切の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権。ただし、本件事業に関するブランドの商標権を除くものとする。

4. 雇用契約等

本吸収分割の効力発生日における全ての従業員（甲の子会社に出向している者、嘱託社員、契約社員及び臨時従業員を含む）。

5. その他の権利義務

(1) 本吸収分割の効力発生日において甲が締結している一切の契約に係る契約上の地位及びこれに基づいて発生した一切の権利義務。ただし、本吸収分割による契約上の地位の承継につき契約の相手方の承諾を要する契約であって、本吸収分割の効力発生日の前日までに当該相手方の承諾を得られなかったものを除く。

(2) 甲の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙へ承継することが法令上可能であるものの一切。ただし、甲が株式を保有する会社の事業活動に関連して甲が取得しているもの及びグループ運営に関する事業部門が管理するものを除く。

以 上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

①本吸収分割により新ポイント社が当社に交付する株式数の相当性

本吸収分割に際して、当社は新ポイント社との間において、新ポイント社が普通株式1,000株を新たに発行し、その全てを当社に対して交付することといたしました。本吸収分割により新ポイント社が当社に交付する株式数については、新ポイント社が当社の100%子会社であり、また、本吸収分割は分割型吸収分割ではないことから、新ポイント社が吸収分割会社である当社に交付する普通株式数については、これを任意に定めることができ、当社及び新ポイント社との協議により決定したものであることから、相当であると判断しております。

②本吸収分割により増加する新ポイント社の資本金および準備金等の額の相当性

本吸収分割に際して、新ポイント社の資本金および準備金等の額は増加しないものとし、本吸収分割後における新ポイント社の事業内容および当社から承継する権利義務等に照らして相当と判断しております。

(2) 新ポイント社の成立の日における貸借対照表

貸 借 対 照 表
(平成25年4月4日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負債および純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,000,000	流動負債	0
固定資産	0	固定負債	0
		負債合計	0
		株主資本	10,000,000
		資本金	10,000,000
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		純資産合計	10,000,000
資 産 合 計	10,000,000	負債および純資産合計	10,000,000

(3) 吸収分割当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

① 当社

第2号議案として上程させていただいておりますT A社との株式交換契約および平成25年4月4日付当社取締役会において決議し締結したN 9社との株式交換契約に基づき、T A社の株主に対して平成25年9月1日付にて自己株式計2,474,703株を、N 9社の株主に対して平成25年6月4日付にて自己株式計1,058,184株をそれぞれ交付する予定であります。なお、平成25年4月15日現在、当社は自己株式2,657,885株を保有しておりますが、T A社およびN 9社との株式交換において不足する株式について、採用する手続（新株発行または自己株式買付）につきましては、検討中です。

② 新ポイント社

前記のとおり、新ポイント社は平成25年4月4日に設立したものであるため、記載すべき事項は存在いたしません。

第2号議案 株式交換契約承認の件

本議案は、第1号議案においてご説明した本経営統合のための二段階の法的手続（第一段階：吸収分割、第二段階：株式交換）のうち、第二段階の株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る本株式交換契約につきまして、ご承認をお願いするものであります。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容の概要その他の本議案に関する事項は、次のとおりです。

1. 本株式交換を行う理由

本株式交換を行う理由は、第1号議案の「1. 本吸収分割を行う理由」（37頁）においてご説明いたしましたとおりであります。

2. 本株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容は、以下のとおりであります。

株式交換契約書（写）

株式会社ポイント（以下「甲」という。）と株式会社トリニティアーツ（以下「乙」という。）は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換について、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）株式交換完全親会社

商号：株式会社ポイント

住所：茨城県水戸市泉町三丁目1番27号

（2）株式交換完全子会社

商号：株式会社トリニティアーツ

住所：東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル2階

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主に対して、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の合計数に133.4を乗じた数の、甲が保有する甲の普通株式を交付する。

2 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式133.4株の割合をもって割り当てる。

3 前二項に従い甲が割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

甲は、本株式交換により資本金及び準備金の額を増加しない。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年9月1日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会）

甲及び乙は、平成25年5月に開催予定の各株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手続の進行等に応じて必要がある時は、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約に定める場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙で協議の上、これを行う。

2 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、(i)甲を株式交換完全親会社、株式会社NATURAL NINE HOLDINGS（以下「丙」という。）を株式交換完全子会社とする甲丙間の株式交換契約が本契約締結日において締結され、その効力発生日は平成25年6月4日が予定されていること、(ii)甲を吸収分割会社、甲が本契約締結日付で設立した甲の完全子会社である株式会社ポイント（以下「新ポイント社」という。）を吸収分割承継会社とする甲及び新ポイント社間の吸収分割契約が本契約締結日において締結され、その効力発生日は平成25年9月1日が予定されていること、及び、(iii)これらの取引は、本契約第3条第1項記載の本株式交換に係る交換比率に影響を及ぼさないことを確認する。

第8条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合等、本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙で協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、甲又は乙において、効力発生日の前日までに本契約について本契約第6条に定める株主総会の承認が得られなかったとき、国内外の法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第10条（合意管轄）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年4月4日

(甲) 茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
株式会社ポイント
代表取締役 遠藤 洋一 ㊞

(乙) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
新国際ビル2階
株式会社トリニティアーツ
代表取締役 木村 治 ㊞

3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

①本株式交換に係る割当の内容等

	株式会社ポイント (株式交換完全親会社)	株式会社トリニティアーツ (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	133.4

(注1) 本株式交換により割当交付する当社の株式数は、普通株式2,474,703株です(当社は、その保有する自己株式を本株式交換による株式の割当てに充当する予定ですが、保有する自己株式が不足する場合には、追加の自己株式の取得又は新たな普通株式の発行を実施する予定です)。当該株式数は、平成25年2月28日現在における、T A社の発行済株式数(18,551株)に基づき記載しております。

(注2) 当社は、T A社株式1株に対して、当社普通株式133.4株を割り当て交付します。なお、上記の比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社とT A社との協議により変更することがあります。

(注3) 単元未満株式の取り扱い

本株式交換により、当社の単元未満株式(第3号議案のご承認を条件とした100株未満の株式)を所有することとなる株主の皆様は、取引所市場において単元未満株式を売却することができません。

当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、当社の株式に関する単元未満株式の買取または買増制度をご利用いただくことができます。

②本株式交換に係る割当の内容の算定根拠等

ア. 算定の基礎及び経緯

本株式交換における株式交換比率算定の公正性・妥当性を期すため、当社は株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング(以下「みずほR&C社」といいます。)を第三者算定機関として選定し、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、株式交換比率算定書を受領いたしました。その内容は以下のとおりです。

(みずほR&C社)

T A社は、その中期計画の実現性にも当社で検討を加えたうえで将来価値を基にDCF方式及び類似会社比準方式を用いてT A社の企業価値を算定し、当社については市場株価方式を採用しました。各手法の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用方法	株式交換比率の算定結果
DCF方式	99.8075～213.7843
類似会社比準方式	70.2357～234.6309

(T A社の算定)

T A社は、第三者にT A社の企業価値の算定を依頼し、類似会社比較法（EBITDA倍率）によりT A社の企業価値を算定し、当社については市場株価方式を採用し、株式交換比率を算定した結果が以下のとおりです。

採用方法	株式交換比率の算定結果
類似会社比較法（EBITDA倍率）	109.5～184.6

当社及びT A社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し、その他の諸要因等を総合的に勘案し、株式交換比率について慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、前記株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の皆さまの利益を損ねるものではないとの判断に至り、当該株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、合意いたしました。なお、当社の市場株価の算定に際しては、東京証券取引所市場第一部における当社株式の平成25年3月1日から同年3月29日までの1か月間の終値平均株価を用いております。

イ. 算定機関との関係

当社の算定機関であるみずほR&C社およびT A社の第三者算定機関は、当社及びT A社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

③公正性を担保するための措置

当社及びT A社は、共に第三者算定機関より株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）は取得しておりませんが、本株式交換の公正性を担保するため、前記のとおり、それぞれ第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として両社で慎重に交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うことといたしました。また、当社は伊藤見富法律事務所を、T A社は中村・角田・松本法律事務所をそれぞれ法務アドバイザーとして選定し、本経営統合の方法及び意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言をうけ、当該助言を踏まえ、本株式交換契約締結の決定を行っております。

④利益相反を回避するための措置

本株式交換において、当社の代表取締役である福田三千男は、その近親者が議決権の100%を保有している株式会社T A社の約97%の議決権を所有していることから、本株式交換の協議・交渉には参加しておらず、当社取締役会における、本株式交換の審議・決議にも参加しておりません。

また、平成25年4月4日開催の当社取締役会において、福田三千男を除く出席取締役7名（うち1名は金融商品取引所の定めに基づく独立役員）の賛同を得て決議しております。

加えて、本株式交換の手續、意思決定の方法・過程、株式交換比率の算定につき、日野正晴弁護士、和田芳幸公認会計士、鳥羽二郎公認会計士を委員とする第三者委員会を設置し、審議した結果、当社の少数株主にとって不利益なものであることを伺わせる事情は特段認められない旨の答申を得ております。

(2) 本株式交換により増加する当社の資本金および準備金等の額に関する事項

資本金および準備金の額は増加しないものとしており、当社の財務状況および資本政策等に鑑み相当であると判断いたします。

(3) TA社の最終事業年度に係る計算書類等

事業報告

(平成23年3月1日から)
(平成24年2月29日まで)

32期は、東日本大震災という歴史上類を見ない災害に見舞われたスタートになりました。当社においても32店舗が被災し、店舗内装の修復、及び商品等の損失等で16百万円発生しました。以降、計画停電等の影響で、震災発生月である3月は前年実績を下回りましたが、4月以降は順調に回復し、年間の売上高は168.7億円(前期比57%増)、営業利益は15.7億円(同97%増)、経常利益は13.9億円(同291%増)となりました。

ニコアンドは期中22店舗を出店し、期末店舗数60店舗となり、売上高は82.6億円でした。

スタディオクリップは期中15店舗を出店し、期末店舗数57店舗となり、売上高は64.1億円でした。

リアスタリスクは期中3店舗を出店し、期末店舗数19店舗となり、売上高は19.2億円でした。

リーブルメゾンでは当期4店舗で営業を致しましたが、四日市近鉄、日吉東急、調布パルコ店は期末にスタディオクリップに業態変更しました。なお、新業態として、恵比寿アトレ店を2月28日に出店しました。当期の売上は1.6億円でした。

バンヤードストームは6月にブランドを取得し、9月よりNET店のみの営業を開始しました。実店舗は2月より営業を開始し、当期の売上は1.2億円でした。

また、香港におきまして、当社100%出資のTRINITYARTS HONG KONG LIMITEDを11月に立ち上げました。来期以降の出店を計画しています。

貸借対照表

(平成24年 2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,315,641	流動負債	5,577,728
現金及び預金	781,196	買掛金	1,696,965
売掛金	853,666	短期借入金	2,470,000
商売用資産	1,507,178	一年以内長期借入金	12,060
前払費用	58,969	一年以内償還予定社債	20,000
繰延税金資産	75,816	未払金	257,577
未収金	4,912	未払費用	495,150
その他当座預金	36,298	リース債務(短期)	279,234
固定資産	3,032,574	未払法人税等	48,580
有形固定資産	1,400,070	未払消費税	81,914
建物	165,844	賞与引当金	120,655
構築物	10,684	その他	52,389
店舗内装	201,436	固定負債	834,433
車両運搬具	4,420	長期借入金	500
器具備品	136,102	リース債務(長期)	827,424
リース資産	1,443,075	その他	6,509
建設仮勘定	10,436	負債合計	6,412,162
減価償却累計額	△577,457		
その他固定資産	166,469	(純資産の部)	
のれん	5,714	株主資本	△63,946
電話加入権	1,612	資本金	30,000
ソフトウェア	125,541	利益剰余金	△93,947
商標	33,601	利益準備金	7,500
投資その他の資産	1,466,033	(その他利益剰余金)	△101,447
敷金及び保証金	1,110,691	別途積立金	99,999
子会社株	39,818	繰越利益剰余金	△201,446
出資	10	純資産合計	△63,946
長期貸付金	6,659		
繰延税金資産	22,906	負債純資産合計	6,348,215
長期前払費用	84,726		
貸倒引当金(固定)	△8,098		
資産合計	6,348,215		

損 益 計 算 書

(平成23年 3月 1日から)
(平成24年 2月 29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	16,874,133
売 上 原 価	7,555,359
売 上 総 利 益	9,318,773
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,745,462
営 業 利 益	1,573,311
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	348
為 替 差 益	300
そ の 他	15,230
営 業 外 費 用	
支 払 利 息 及 び 割 引 料	101,514
為 替 差 損	76,745
そ の 他	11,545
経 常 利 益	1,399,386
特 別 損 失	
賃 貸 借 契 約 損 失	42,521
固 定 資 産 売 却 損	96,228
リ ー ス 解 約 損	4,306
そ の 他	13,379
税 引 前 当 期 純 利 益	1,242,950
法 人 住 民 事 業 税	48,580
法 人 税 等 調 整 額	△98,723
当 期 純 利 益	1,293,093

株主資本等変動計算書

(平成23年3月1日から
平成24年2月29日まで)

(単位：円)

科 目	変 動 事 由	金 額
【株主資本】 【資本金】	前期末残高	30,000,000
	当期変動額 その他	550
	当期末残高	30,000,550
【利益剰余金】 利益準備金	前期末残高及び当期末残高	7,500,000
(その他利益剰余金) 別途積立金	前期末残高及び当期末残高	99,999,760
繰越利益剰余金	前期末残高	△1,494,540,079
	当期変動額 当期純利益	1,293,093,103
	当期末残高	△201,446,976
利益剰余金合計	前期末残高	△1,387,040,319
	当期変動額	1,293,093,103
	当期末残高	△93,947,216
株主資本合計	前期末残高	△1,357,040,319
	当期変動額	1,293,093,653
	当期末残高	△63,946,666
純資産合計	前期末残高	△1,357,040,319
	当期変動額	1,293,093,653
	当期末残高	△63,946,666

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備につとめるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその付属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- 一 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその付属明細書の監査結果

計算書類及びその付属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成24年4月24日

株式会社 トリニティアーツ
監査役 小松本 通夫 ㊞

以 上

(4) 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

① 当社

平成25年4月4日付当社取締役会において決議し締結したN9社との株式交換契約に基づき、当社を除くN9社の全株主に対して平成25年6月4日付にて自己株式計1,058,184株を交付する予定であります。なお、平成25年4月15日現在、当社は自己株式2,657,885株を保有しておりますが、TA社およびN9社との株式交換において不足する株式について、採用する手続（新株発行または自己株式買付）につきましては、検討中です。

また、第1号議案として上程させていただいております新ポイント社との吸収分割契約に基づき、新ポイント社に対して平成25年9月1日付にて本件事業を承継させるための吸収分割を行う予定であります。

② TA社

記載すべき事項は存在いたしません。

第3号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

- (1) 平成25年9月1日に予定しております本経営統合に伴い、定款の一部を次のとおり変更するものであります。

なお、この定款一部変更の効力は、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決され、本経営統合の効力が発生することを条件として、本統合期日に生ずることといたします。

①商号の変更

商号を「株式会社アダストリアホールディングス」（英文表記：Adastria Holdings Co., Ltd.）に変更するものであります（変更後の定款案第1条）。

②事業目的に関する変更

第1号議案および第2号議案の承認可決を条件として、当社の事業目的を、平成25年9月1日以降当社の完全子会社として本件事業を営むこととなる新ポイント社およびT A社ならびに当社の他の子会社の事業活動を支配・管理することを目的とした内容に変更するものであります（変更後の定款案第2条）。

③効力発生日の設定

本統合期日である平成25年9月1日をもって上記①および②の定款変更が効力を発生することを定めるものであります（変更後の定款案附則）。

- (2) 単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成19年11月27日付）および「売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について」

（平成24年1月19日付）の趣旨に鑑み、現在の単元株式数10株を100株に変更するものであります（変更後の定款案第7条）。

なお、効力発生日を本統合期日である平成25年9月1日とすることも併せて定めるものであります（変更後の定款案附則）。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおり（下線部）であります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条（商号） 当社は、株式会社ポイントと称し、英文では<u>POINT INC.</u>と表示する。</p> <p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 繊維品の製造、加工、仕入および販売 (2) 時計、眼鏡、靴、化粧品、鞆、服飾用アクセサリ、宝石および貴金属の仕入および販売 (3) 皮製品、室内装飾品、食料品、インテリア用品、スポーツ用品、家庭用雑貨の仕入および販売 (4) 衣料用繊維品、家庭用雑貨ならびに室内装飾品の保管、検品および管理 (5) 荷造包装業 (6) 前各号に掲げる事業およびその附帯関連事業に関連する調査、立案、企画、運営ならびにコンサルティング (7) 有価証券の運用および保有 (8) 前各号に附帯関連する一切の事業</p>	<p>第1条（商号） 当社は、株式会社アダストリアホールディングスと称し、英文では<u>Adastria Holdings Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する外国事業を営む会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) 繊維品の製造、加工、仕入および販売 (2) 時計、眼鏡、靴、化粧品、鞆、服飾用アクセサリ、宝石および貴金属の仕入および販売 (3) 皮製品、室内装飾品、食料品、インテリア用品、スポーツ用品、家庭用雑貨の仕入および販売 (4) 衣料用繊維品、家庭用雑貨ならびに室内装飾品の保管、検品および管理 (5) 荷造包装業 (6) 前各号に掲げる事業およびその附帯関連事業に関連する調査、立案、企画、運営ならびにコンサルティング (7) 有価証券の運用および保有 (8) 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p><u>2 当社は、前項各号の事業および前項に附帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u></p>
<p>第3条 ～ 第6条</p> <p style="text-align: center;">（条文記載省略）</p>	<p>第3条 ～ 第6条</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p>
<p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、<u>10株</u>とする。</p>	<p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>
<p>第8条 ～ 第42条</p> <p style="text-align: center;">（条文記載省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第8条 ～ 第42条</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>附則 <u>第1条、第2条および第7条の変更の効力発生日は平成25年9月1日とする。</u> <u>2 本条は、前項の効力発生日をもって削除する。</u></p>

第 4 号議案 取締役13名選任の件

当社の取締役であった松田毅氏は平成25年1月31日付で辞任により退任しており、同氏以外の当社取締役全員（8名）も、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、N9社の完全子会社化および当社とTA社との間の本経営統合以後も見据えまして、取締役13名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者番号3～8の候補者は、本統合期日の前日（平成25年8月31日）をもって辞任により退任する予定です。

また、候補者番号9～13の候補者は、本経営統合に際し就任することとなる取締役でありますので、その選任の効力は、第1号議案、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決され、本経営統合の効力が発生することを条件といたします。

以上より、取締役の員数は、平成25年8月31日まで8名、平成25年9月1日以降7名となる予定であります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	ふくだ みちお 福 田 三千男 (昭和21年7月10日生)	昭和46年5月 当社入社 当社取締役 昭和57年6月 当社専務取締役 平成3年4月 有限会社ベアーズファクトリー (現株式会社ボジック)代表取締役社長(現任) 平成5年3月 当社代表取締役社長 平成14年12月 波茵特股份有限公司董事長 平成16年5月 当社代表取締役会長 平成22年5月 当社代表取締役会長兼社長(現任)	719,440株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
2	えんどう よういち 遠藤 洋一 (昭和36年3月28日生)	昭和60年11月 当社入社 平成13年5月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社取締役常務執行役員 平成18年7月 当社取締役専務執行役員 平成22年3月 当社代表取締役専務執行役員 株式会社ポジック取締役(現任) POINT HOLDING CO., LTD代表取締役社長(現任) 方針(上海)商貿有限公司董事長(現任) 平成23年5月 波茵特股份有限公司董事長(現任) 平成24年2月 Singapore Point Pte.LTD代表取締役社長(現任) 平成24年3月 当社代表取締役専務執行役員企画推進統括本部長 平成25年3月 当社代表取締役専務執行役員(海外事業本部、 戦略推進部、経営企画部、経理部、情報システム部、 広告宣伝・WEB営業部、物流部担当)(現任)	33,100株
3	くぼき たいせ 久保木 大世 (昭和34年9月11日生)	平成22年4月 当社入社 当社顧問 平成22年5月 当社取締役専務執行役員 平成22年6月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長(現任)	—
4	いがらし としひろ 五十嵐 俊弘 (昭和37年1月23日生)	昭和56年5月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員開発室長 平成18年7月 当社常務執行役員開発室長 平成22年5月 当社取締役常務執行役員開発室長 平成22年6月 当社取締役常務執行役員店舗開発本部長 平成24年3月 当社取締役専務執行役員戦略開発本部長(現任)	28,640株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
5	さくらい けんいち 櫻井 健一 (昭和35年7月15日生)	昭和54年3月 当社入社 平成13年9月 当社第一営業部長 平成14年5月 当社取締役 平成18年7月 当社取締役常務執行役員営業本部長 平成22年3月 波茵特股份有限公司董事(現任) POINT HOLDING CO., LTD取締役(現任) 方針(上海)商貿有限公司董事(現任) 平成22年6月 当社取締役常務執行役員コレクトポイント営業本部長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員コレクトポイント営業本部長 兼グローバルワーク営業本部長 平成24年2月 Singapore Point Pte. LTD取締役(現任) 平成24年3月 当社取締役常務執行役員戦略営業本部長(現任)	37,000株
6	ときまつ かつじ 時松 克治 (昭和14年6月26日生)	平成10年3月 当社入社 当社電算室長 平成10年5月 当社取締役 平成13年9月 当社取締役企画本部長兼情報システム室長 平成16年5月 当社取締役情報システム室担当 平成17年6月 当社取締役執行役員情報システム室担当 平成18年7月 当社取締役執行役員社長室長 平成20年3月 当社取締役常務執行役員社長室長 平成24年2月 当社取締役常務執行役員社長室長兼企画本部長 平成24年3月 当社取締役常務執行役員企画本部長 平成25年3月 当社取締役常務執行役員(営業企画部、人事部、総務部担当)(現任)	500株
7	あさい ひでなり 浅井 英成 (昭和29年7月21日生)	平成22年9月 当社入社 当社常務執行役員生産本部長 平成23年5月 当社取締役常務執行役員生産本部長 平成24年9月 当社取締役常務執行役員生産管理本部長 平成25年3月 当社取締役常務執行役員(マーケティング企画部、生産管理部担当)(現任)	1,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
8	かとう あきら 加藤 章 (昭和18年7月4日生)	昭和42年4月 日本オリベッティ株式会社入社 昭和45年1月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成7年4月 ゼネラル・ビジネス・サービス株式会社 代表取締役社長 平成17年3月 同社取締役会長 株式会社アイセス取締役会長 平成18年7月 同社代表取締役社長兼会長 平成19年5月 当社社外取締役(現任) 平成20年2月 ひびきホールディングス株式会社社外監査役(現任) 平成20年7月 株式会社アイセス取締役会長	1,000株
※ 9	みやもと ひでのり 宮本 英範 (昭和42年1月23日生)	平成2年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成11年4月 KINKISHARYO International LLC副社長 平成16年3月 株式会社トランスコンチネッツ代表取締役副社長 平成18年7月 株式会社NATURAL NINE取締役会長(現任) 平成21年9月 株式会社CROSS BORDER取締役会長(現任) 平成23年9月 株式会社トリニティアーツ取締役(現任) 平成25年1月 株式会社NATURAL NINE HOLDINGS代表取締役社長(現任) 平成25年4月 株式会社バビロン社外取締役(現任) (平成25年4月15日付で株式会社トリニティーより商号変更)	—
※ 10	きむら おさむ 木村 治 (昭和44年9月2日生)	平成2年3月 株式会社福田屋洋品店(現株式会社ポイント)入社 平成15年12月 有限会社バラビオン・シドウ代表取締役 平成18年3月 work design株式会社代表取締役 平成19年8月 株式会社ドロップ(現株式会社トリニティアーツ)常務取締役 平成23年9月 株式会社トリニティアーツ代表取締役(現任) 平成23年11月 Trinity Arts Hong Kong Ltd.代表取締役(現任) 平成25年4月 株式会社バビロン社外取締役(現任) (平成25年4月15日付で株式会社トリニティーより商号変更)	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
※ 11	くらしげ ひでき 倉重 英樹 (昭和17年9月11日生)	昭和41年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成5年1月 同社取締役副社長 平成5年11月 プライスウォーターハウスコンサルタント 株式会社代表取締役会長 平成12年5月 ジャスコ株式会社(現イオン株式会社) 取締役相談役 平成14年10月 IBMビジネスコンサルティングサービス 株式会社代表取締役会長 平成16年2月 日本テレコム株式会社取締役代表執行役社長 平成18年10月 株式会社RHJIインダストリアル・パートナーズ・ アジア代表取締役社長 平成19年5月 イオン株式会社社外取締役(現任) 平成19年6月 旭テック株式会社社外取締役 平成19年12月 株式会社RHJインターナショナル・ジャパン代表 取締役会長 平成20年5月 株式会社シグマクス代表取締役CEO 平成22年4月 同社代表取締役会長 平成23年4月 株式会社アイ・ティ・フロンティア取締役会長 平成24年4月 同社代表取締役執行役員会長(現任) 平成25年4月 株式会社シグマクス代表取締役会長 兼社長(現任)	—
※ 12	まつい ただみつ 松井 忠三 (昭和24年5月13日生)	昭和48年6月 株式会社西友ストア(現合同会社西友)入社 平成5年5月 同社取締役総務人事部長 平成11年5月 株式会社アール・ケイ・トラック代表取締役社長 平成12年5月 ムジ・ネット株式会社代表取締役社長 平成13年1月 株式会社良品計画代表取締役社長 平成13年4月 ムジ・ネット株式会社取締役 平成14年2月 株式会社良品計画代表取締役社長兼執行役員 平成20年2月 同社代表取締役会長兼執行役員(現任) 平成21年5月 ムジ・ネット株式会社代表取締役社長(現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
※ 13	あくつ さとし 阿久津 聡 (昭和41年7月11日生)	平成10年5月 カリフォルニア大学バークレー校経営学博士(Ph. D.) 平成10年12月 一橋大学商学部専任講師 平成11年4月 同大学大学院国際企業戦略研究科専任講師 平成14年6月 同大学大学院国際企業戦略研究科助教授 (平成19年 助教授から准教授へ名称変更) 平成18年6月 ニフティ株式会社社外取締役(現任) 平成20年10月 情報・システム研究機構国立情報学研究所 連携研究部門客員准教授 平成22年3月 株式会社大家家具社外取締役(現任) 平成22年4月 情報・システム研究機構国立情報学研究所 連携研究部門客員教授 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授(現任)	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 福田三千男氏は株式会社ボジックの代表取締役社長を、遠藤洋一氏は同社の取締役をそれぞれ兼務し、同社は当社の物流業務を行っております。
3. 遠藤洋一氏は波茵特股份有限公司の董事長を、櫻井健一氏は同社の董事をそれぞれ兼務し、同社は台湾において当社商品の販売を行っております。
4. 遠藤洋一氏はPOINT HOLDING CO., LTDの代表取締役社長を、櫻井健一氏は同社の取締役をそれぞれ兼務し、同社は香港において当社商品の販売を行っております。
5. 遠藤洋一氏は方針(上海)商貿有限公司の董事長を、櫻井健一氏は同社の董事をそれぞれ兼務し、同社は中国において当社商品の販売を行っております。
6. 遠藤洋一氏はSingapore Point Pte. LTDの代表取締役社長を、櫻井健一氏は同社の取締役をそれぞれ兼務し、同社はシンガポールにおいて当社商品の販売を行っております。
7. 宮本英範氏は株式会社NATURAL NINEの取締役会長を兼務し、同社は当社に対する商品の卸販売を行っております。また、本株式交換により当社の完全子会社となる予定である株式会社トリニティアーツの取締役を兼務し、同社は当社と同じく服飾、雑貨品の小売業を行っております。
8. 木村治氏は本株式交換により当社の完全子会社となる予定である株式会社トリニティアーツの代表取締役社長を兼務し、同社は当社と同じく服飾、雑貨品の小売業を行っております。
9. 松井忠三氏は株式会社良品計画の代表取締役会長兼執行役員を兼務し、同社は当社と同じく服飾、雑貨品の小売業を行っております。
10. その他の候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
11. 加藤章氏、倉重英樹氏、松井忠三氏および阿久津聡氏は、社外取締役(独立役員)候補者であります。

12. 加藤章氏を社外取締役（独立役員）候補者とした理由は、同氏がこれまで経営者として培ってきた経験・見識を基に、当社の経営監督および企業体質の強化において有益な助言が得られるものと期待したためであります。なお、加藤章氏は、現在当社の社外取締役（独立役員）であり、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年となります。
また、加藤章氏と当社および当社子会社との間には取引関係はなく、同氏と株主との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、当該取引所に届け出ております。
13. 倉重英樹氏を社外取締役（独立役員）候補者とした理由は、グローバル企業での豊富な経験や幅広い見識を有しておられ、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
また、倉重英樹氏は株式会社シグマクス代表取締役会長兼社長および株式会社アイ・ティ・フロンティア代表取締役執行役員会長であります。同社と当社および当社子会社との間には取引関係はなく、同氏と株主との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、当該取引所に届け出る予定であります。
14. 松井忠三氏を社外取締役（独立役員）候補者とした理由は、大手企業（小売業）の経営者として培ってきた経験や見識を有しておられ、当社の経営に活かすことができることから、適任であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、松井忠三氏は株式会社良品計画代表取締役会長兼執行役員およびムジ・ネット株式会社代表取締役社長であります。同社らと当社および当社子会社との間には競合関係はありますが、取引関係はなく、同氏と株主との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、当該取引所に届け出る予定であります。
15. 阿久津聡氏を社外取締役（独立役員）候補者とした理由は、マーケティングの専門家として数多くの実績を有しており、事業展開戦略を中心に当社の経営に活かすことができることから、適任であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与したことがありませんが、マーケティングの専門家として、当社のマーケティングビジネス全般に有益な助言等をいただけることから、社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。
また、阿久津聡氏は一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授であります。同大学と当社および当社子会社との間の取引関係ならびに当社および当社子会社からの同大学に対する寄付行為はなく、同氏と株主との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、当該取引所に届け出る予定であります。

16. 上記の他、倉重英樹氏、松井忠三氏および阿久津聡氏は、平成20年2月に発足した、当社取締役会の諮問機関として様々な経営課題について評価・提言を行う経営諮問委員会の社外委員であり、当社は各委員に対して報酬を支払っておりますが、当該委員会の平成25年2月期の開催実績は1回のみで報酬支払実績も少額であることから、十分に独立性を有していると判断しております。なお、同氏は、本株主総会において取締役として選任された場合、当該委員会の委員を退任する予定です。
17. 倉重英樹氏、松井忠三氏および阿久津聡氏がそれぞれ選任された場合、当社は同氏らとの間で会社法第427条第1項および定款第29条第2項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年5月30日開催の第57回定時株主総会において、年額4億円以内（うち社外取締役分年額25百万円以内）と決議され今日に至っておりますが、第4号議案においてご説明しておりますとおり、本経営統合後、社外取締役を1名から3名に増員する予定であります。

そのため、第4号議案の承認可決を条件として、年額4億円以内という取締役全体の上限額における社外取締役分の上限を、現在の年額25百万円以内から年額50百万円以内に増額することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は、平成25年8月31日までは8名（うち社外取締役1名）、平成25年9月1日以降は7名（うち社外取締役3名）となります。

以上

メ モ

メ モ

A series of 16 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

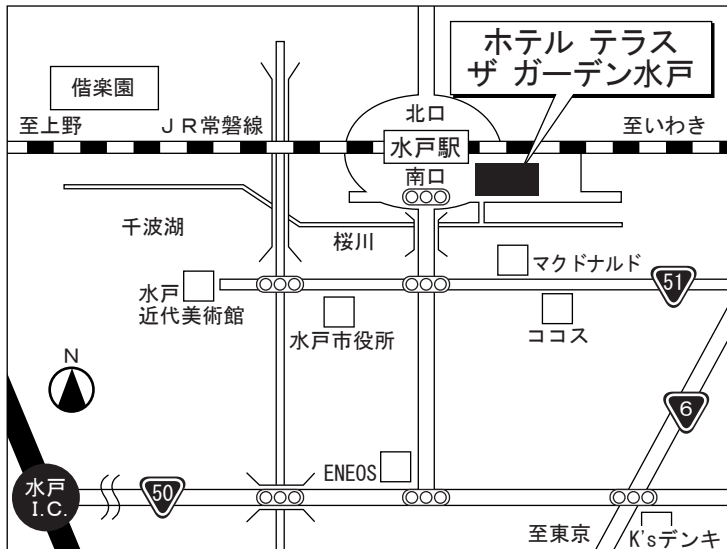
メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

第63回定時株主総会会場ご案内図

会 場 茨城県水戸市宮町一丁目7番
ホテル テラス ザ ガーデン水戸 3階 シーブリーズ

交 通 J R 常磐線水戸駅下車、徒歩1分（直結）



お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので
お車でのご来場はご遠慮願います。

